

危険物新聞

昭和44年度大阪府第1回任者試験
受験申請者 3,379名
 合格発表は6月7日

大阪府では昭和44年度危険物取扱主任者試験(乙種第4類)を5月25日(日)、近畿大学で、午前10時からと、午後1時30分からの二回に分けて実施した。

受験申請者等は

受験申請者(A) 3,379名

欠席者(B) 236名

実受験者 3,143名

で、欠席率(B/A)は7%と、前回試験の欠席率5.6%より上回った。

試験に先立ち府連合会では、大阪府、大阪市消防局、並びに府下各市消防本部後援のもと、講習会を延べ7回、青少年会館、市立労働会館、堺市民会館で開催した。受講者は延べ2,170名。

合格者は6月7日(金)、大阪府並に市町村消防署で受験番号により行われるとともに、合格者本人には郵送通知される。

次回は7月頃、全類の予定

大阪府における次回主任者試験は、7月下旬、乙種全類

について実施される予定で、6月上旬頃、試験並に講習のスケジュールが発表される模様。

静岡県では合格率19%

43年度主任者試験、府県別調べ

昭和43年度に実施された主な都府県の乙種第4類合格者は次のとおりで、61%と好成績のところもあれば、静岡県のように19%と悪いところも報告されている。

(府県名)	(実施年月)	(受験者数)	(合格率%)
兵庫	43.6	3132	40.6
京都	43.11	1857	33.4
滋賀	43.11	848	39.6
和歌山	43.3	1382	61.0
東京	43.10	10675	33.6
愛知	43.10	7072	47.6
神奈川	43.10	7250	60.0
山口	43.11	1983	47.2
広島	43.11	2262	44.7
福岡	43.6	5439	59.2
静岡	43.6	4735	19.5
岡山	43.10	1812	46.2
埼玉	43.10	3527	25.7
栃木	43.10	1229	51.0
三重	43.5	1697	51.8
岐阜	43.6	1251	30.0



新しい時代に
 マッチした
 ニュータイプの消火器

ヤマト消火器株式会社

カタログのご請求は…

大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701 (代)

ヤマト消火器



消防法施行令、同施行規則の改正要旨

防炎、警報設備等基準改正

はじめに

去る3月10日、消防法施行令の一部を改正する政令が、政令第18号で公布され、引き続き消防法施行規則の一部を改正する省令が同月28日に省令第3号で公布されました。いずれも4月1日から施行されていますが、一部については施行期日を別に定め、あるいは期間を限って従前の例によることとされています。今回の改正目的は人命の安全対策についての規制強化が狙いであり、とくに消防用設備の設置及び維持に関する技術的基準を強化したことについては、かねて検討中のところ、続発したホテル火災の大惨事により、なお一層の拍車がかけられたことによるもので、火災による人命の危険を防止することに重点が置かれています。以下、各項目ごとに政、省令織りましてその概要を説明します。

第1 共同防火管理に関する事項

昨年(43.6.10法律第19号)の法改正で、第8条の二が新設されて、高層建築物(高さ31Mをこえる建築物)及び地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で連続した地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの)で、その管理について権限が分かれているものについて統一的な連絡協調のとれた防火管理体制を確保するため、その権限を有する者は、消防計画その他防火管理上必要な業務について予め協議して定めておかなければならぬものとされた。

1 共同防火管理を要する防火対象物の指定(令第4条の二)

法第8条の二による高層建築物と地下街のほか、複合用途の防火対象物で階層を除く階数が5以上のものを指定している。

2 共同防火管理上必要な協議事項(規第4条の二)

共同防火管理を要する防火対象物の防火管理上必要な協議事項を次の如く定めている。

- (1) 共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること
- (2) 共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること
- (3) 統括防火管理者の選任及び権限に関すること
- (4) 消防計画の作成並びに訓練の実施に関すること
- (5) 避難施設の維持管理及びその案内に関すること

(6) 火災時における消防隊に対する情報の提供及び誘導に関すること

(7) その他防火管理上必要な事項

第2 防炎に関する事項

共同防火管理に関する事項と同じく、昨年の法改正で第8条の三が新設されて、本年4月1日から施行されることになったもので、これはどん帳、カーテン類が通常立下りの状態で使用されるところから、一旦火が着くと忽ちにして天井まで燃え上り、火災の延焼を拡大せしめるものである。劇場、旅館、百貨店等不特定多数の人の集まるところ及び避難に敏捷を欠く病院、福祉施設など、またカーテン類を多く使用するテレビスタジオ、工事用シートを使用する工事中の建築物その他の工作物について防炎性能を有する物品を使用しなければならないものとしたものである。

1 防炎防火対象物の指定

法第8条の三による高層建築物及び地下街のほか劇場等、キャバレー、遊技場、料理、飲食店、百貨店、マーケット、旅館、ホテル、病院、診療所、その他福祉施設、幼稚園、盲聾学校、映画、テレビスタジオ及び工事中の建築物、工作物を指定している。(令第4条の三、規第4条の三)

2 防炎性能を有しなければならない物品

カーテン、暗幕、どん帳、舞台において使用する幕(引幕、垂れ幕、その他一切の幕)並びに工事用シート(コンクリート養生用や資材のカバー用などフラットな状態で使用されるものは適用されない)である。(令第4条の三)

3 防炎性能の基準

物品の残炎時間、残じん時間、炭化面積及び炎を接した場合に溶融する性状のものにあっては、さらに接炎回数のそれぞれについて5秒、20秒、40平方釐、3回とし、薄手布と厚手布とに分けてその基準値を定めるほか防炎性能の測定基準を定めている。(令第4条の三第4項、規第4条の三第2、第3、第4項)なお、防炎規制物品は原則として日本消防検定協会において鑑定を実施し、鑑定に合格したものには財団法人日本防炎協会が発行するシールを添付することにより防炎性能を有する物品である旨を確認することができるようにになる予定である。

以上、第一、第二に関する事項は昨年の法改正に伴うものについてであって、いずれも4月1日から施行されている。

第3 消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の整備に関する事項

1 消火設備

(1) 屋内消火栓設備等の非常電源について

屋内消火栓設備で屋内消火栓を11階以上の部分に設けるもの。スプリンクラー設備で同じく11階以上の部分に設けるものには非常電源を付置しなければならないとされているが(令第11条第3項第4号、令第12条第2項第6号)

従来の非常電源専用受電設備のほか、自家発電設備及び蓄電池設備が加えられ、その容量は当該設備を有効に30分間作動できる容量以上とし、常用電源との自動切替装置を持たなければならない。また配線を耐熱効果のある方法で保護するように定めている。(規第12条第4号)この規定は排煙設備、非常コンセント設備における非常電源についても同じである。

(2) スプリンクラー設備等について

開放型スプリンクラーヘッドを設けるスプリンクラー設備や水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備、蒸発性液体消火設備、粉末消火設備は自動火災感知装置を自動火災報知設備の感知器の設置の例により設けることとされていたが、これは今回の改正でおよそ消火設備の設置対象物は同時に自動火災報知設備の設置対象物でもあるので、自動火災報知設備の感知器とこれらの消火設備を連動させることにより自動火災感知装置を独自に持つ意味がないとして、自動火災感知装置の設置規定は削除された。

(規第14条第2号、第16条第3項、第18条第3項、第19条第4項)また閉鎖型スプリンクラーヘッドは、自動火災報知設備の感知器とは連動するものではないのでその取付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて、取付けヘッドは一定の標示温度を有するものを使用して、その作動的確を期するようにしている。(規第14条第7号)

2 警報設備

(1) 自動火災報知設備

ア 設置義務対象を拡大したこと、(令第21条第1項)
火災を早期に発見し、早期に通報することにより早期避難をはかるため、従来のスプリンクラー設備等を設置した防火対象物又はその部分には自動火災報知設備を設置しなくても良いとされていたが、前記1の(2)においても述べたとおり、これら消火設備には自動火災感知装置があり自動的に火災の感知ができる上に散水等の作動開始と同時に火災の発生を関係者に知らせることもできたのであるが、実際にはこれら感知装置は感知してから作動開始までかなりの時間を要するものでその信頼性には不安があり、火災の

早期発見、早期通報という見地からはとても火災報知設備に及ぶものではないので、今回の改正によりこうした部分にも火災報知設備は必要であるとされた。もっともスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備であって、標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーへッドを備えているものが設置されている場合は併設を要しないとされている。(令第21条第3項)なお、これにも例外がある、このような消火設備を設けた防火対象物又はその部分であっても、階段、廊下、ホテル等の地階、無窓階及び11階以上の部分については、緩和することは適当でないとして、その併設を義務づけている。

(令第21条第3項)

イ 建築物の構造による倍読み規定の削除

火災報知設備の最小設置義務面積の算定については、主要構造部を耐火構造とし内装仕上げ(不燃材料、準不燃材料、難燃材料)とした防火対象物には、その延べ面積又は床面積が通常の場合の最小設置義務面積の2倍に達して始めて設置義務が生じたが、このような防火対象物は延焼拡大を防止することはできても火災発生そのものを防ぎ得るものではなく、ビル火災特有の人命危険の事例もあり、設置義務を緩和することの理由は乏しく、構造のいかんにかかわらず設置義務面積を同一としたものである。

ウ 非常電源の付置義務 (令第21条第2項第4号、規第24条第4号)

従来、乾電池を内蔵し停電時にも機能するものもあったが、停電時には機能しないものも多く設備されていて、折角の設備が意味のないものとなっていた。今回の改正ですべて停電時にも機能が維持できるように、屋内消火栓等の場合よりもしばしば非常電源専用受電設備又は蓄電池設備に限り、その容量を10分間作動できる容量以上で常用電源との間に自動切替装置を有し、配線は耐熱保護をするものとして規定された。

エ 地区音響装置 (規第24条第5号)

従来の主ベルのほかに、1M離れた位置で90ポン以上の音量のある地区ベルを感知器と連動して対象物の全域に有效地に報知できるように各階ごとに、各部分からの水平距離25M以下ごとに設けることとされた。また地階を除く階数が5以上で延べ面積が3000平方メートルをこえる大規模の防火対象物では火災の状況に応じ無用の混乱を防止するため、ブロック単位(出火階とその直上階)ごとに警報を発することもできるものでなければならないとされている。

オ 感知器の設置基準の強化

廊下、階段のほか、高所(20Mまで)についても感知器の設置を必要とすることとし、従来の感度の鈍いもの(三種)をはずし、全体について性能の向上をはかったほか、その種別、取付け面の高さ、建築物又はその部分の構造及び床面積に応じて一定の個数を設けるよう旧規定に比して

きめ細かく規定が加えられている。(規第23条第4項第2、第3、第4、第5号)

カ 煙感知器の設置義務 (規第23条第4項第7号、同第5項、第6項)

煙感知器(イオン化式、光電式)は、従来は特例規定での設置を認めてきたが、煙による人命損傷が目立ってきたところから煙によって火災をより早く発見する必要が痛感されたことと、そのものの性能が向上してきたこと等により階段、廊下のほかエレベーターシャフト、並びに地階、無窓階、11階以上の部分に煙感知器を設けることとされた。なお、煙感知器の国家検定は本年10月から開始される(政令付則第1項)ものであり、実際に商品が出回り取付けに支障がないとされるのは3ヶ月後であるとして、1部の防火対象物又はその部分(廊下及び通路、地階、無窓階、11階以上の部分)については煙感知器に代えて高感度の熱感知器を設けさせ、その他については明年1月から設置させるものとしている。(省令付則第1、第2項)

キ ホテル、旅館、病院等への自動火災報知設備の設置規定の適応 (令第34条第2号)

旅館、ホテル、宿泊所、病院、診療所及び助産所については、避難について不案内な不特定多数の人が宿泊し又は行動に敏捷を欠く人が出入りするところから、今後建築するものは勿論、現に存する対象物もすべて新しい技術上の基準によって自動火災報知設備を設置し、維持しなければならないこととされた。このことは消防用設備等の技術上の基準に関する政、省令又は条例は、その施行又は適用後に建てられるものに限って適用され、それ以前のものには及ばないという法第17条の二の不適及の原則を排除したもので、昭和41年12月15日の法改正で重文関係の建物について適用(自動火災報知設備を昭和44年10月1日から設置しなければならない)が認められたものに続くものである。ただし、本規定は2年間の猶予を与えて昭和46年4月1日から施行されることになっている。すなわち、現存対象物について自動火災報知設備の設置されていないホテ

ル、旅館、病院等で延べ面積が300平方メートル以上の中のものは、すべて自動火災報知設備を設置しなければなることになる。

(2) 電気火災警報器

従来、耐火建築物について本規定の適用はなかったが、今回の改正で耐火建築物であっても鉄鋼入りの壁、床又は天井を有するものには電気火災警報器を設置しなければならないものとされた。また契約電流容量が50アンペアをこえるものも新たに設置義務対象に加えられたのでその対象物の範囲はかなり拡大されたことになる。(令第22条第1項)

(3) 非常警報器具又は非常警報設備

ア 非常警報器具と非常警報設備の区分を明確にしたこと (令第7条第3項第4号)

従来は器具にかかるものも設備にかかるものも同じ扱いをしていたが、器具(警鐘、携帯用拡声機、手動式サイレン等)と、設備(自動式サイレン、非常ベル、放送設備)に分けてその適用対象物についてもそれぞれ別に指定している。(令第24条第1項、第2項、第3項)

イ 非常電源の付置 (令第24条第4項第3号)

非常警報設備には自動火災報知設備に付置するものと同様の非常電源を付置しなければならないとされた。

3 避難設備

早期に安全な避難ができるため誘導灯及び誘導標識の設置義務対象の範囲を拡大し、技術上の基準が強化されたほか、自動火災報知設備の場合と同様の非常電源(ただし、容量を20分間作動できる容量以上)を付置することとしている。(令第26条、規第28条の二、第28条の三)

第4 その他の

消防用設備等の点検結果については、従来検査票及び維持台帳に記録しておかなければならぬとされていたが、さらにこれを3年に1回以上消防機関に報告しなければならないとされた。(規第33条)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齐田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

第5 施行期日等に関する事項

政令及び省令の施行期日を区分すると、次のとおりとなる。

1 原則

原則として昭和44年4月1日から施行する。

2 例外の1

(1) 昭和44年10月1日から施行されるもの

ア 自動火災報知設備の煙感知器及び中継器の検定並びにその設置基準の細目 (令第37条、別表第五、規第23条第7項)

イ 通路誘導灯の設置基準の細目 (規第28条の三第1項)

(2) 昭和45年1月1日から施行されるもの

ア 煙感知器の設置維持に関すること (規第23条)

イ 自動火災報知設備の非常電源に関すること (規第24条第4号)

ウ 自動火災報知設備の地区音響装置に関すること (規第24条第5号)

エ 電気火災警報器の遮断機構に関すること (規第24条の三第3項第5号)

(3) 昭和46年4月1日から施行されるもの

ア ホテル、旅館、病院等に対する自動火災報知設備の選及適用に関すること (令第34条第2号)

3 例外の2

ア 選及適用となる自動火災報知設備 (重文関係対象物) 電気火災警報器、非常警報設備、誘導灯については昭和44年5月30日までに消防用設備等適用除外届書を消防長又は消防署長に届出た場合は、昭和45年9月30日までの間は従前の規定を適用し、昭和45年10月1日から新基準の適用を受けることになる。

イ 煙感知器を設置しなければならない場所のうち、廊下及び通路、地階、無窓階、11階以上の部分については、昭和44年12月31日までの間は高感度の熱感知器を設置すれ

ばよいとされている。

以上が今回の政、省令改正の要点であるが、なお、技術的に難解な部分があり疑問の生じるところと思われるが、可及的、すみやかに本改正事項が軌道にのり運用していくことを望むものである。

(大阪市消防局 予防課 建築係長 田中隆夫)

耐爆化学車配置 (大阪・西)

初の4.5ミリ装甲の重化学車

大阪市では高圧ガスや危険物火災の消火時、燃焼物が爆発して消火距離内に近接できない事故が増発する傾向があるので、昨年来、耐爆性をもつ化学車の製作を計画していたが、このほどようやく完成し、西消防署に配置された。この程耐爆化学車はわが国ではじめてである。

同車の概要は、定員5名、総重量18トン、1300ℓの水槽をもち、自動比例混合によるエアフォーム発生装置、リモートコントロール式の放水砲1門、車体の自衛噴霧装置等を備え、車両全体が4.5ミリメートルの鋼板でおおわれた、装甲化学車ともいえる重装備の消防車である。



おそろしい火花から職場を守ろう!

消防用設備綜合商社

ベアロン
防爆用安全工具

発売元



真弓興業株式会社

カタログ持参説明させていただきます

本 社	大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 5941 • (351) 4533
堺 支 社	堺市大浜中町2-2 TEL 0722(38)8188~9・9261~2
大 阪 営 業 所	大阪市東成区大今里南之町 TEL (971) 5 6 3 6 ~ 8
西野田営業所	大阪市福島区茶園町128 TEL (461) 3163 • (462) 5619
北 営 業 所	大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 4 1 4 7 • 4 1 8 5

新宿で5名、 久留米で11名焼死

——危険物取扱い不注意が原因——

最近焼死者を伴う火災が激増しているが、その原因の一つに、危険物を取扱い中に出火し燃焼速度が速い為逃げ遅れた。猛煙の為逃げ道を見失った、というケースが挙げられている。ここに挙げたのはその一例である。

トロコ風呂（東京新宿）で5名焼死< 3月29日午後5時過ぎ、Sトロコ風呂1階ボイラー室附近から出火、タンクから漏出していた1,000立余りの重油に引火、たちまち密室構造の木造2階建、建築物を煙で包んでしまった。その上避難階段が不備、窓には棧がとりつけられていたので、逃場を失った従業員5名が焼死した。なぜ1000ℓもの重油が漏出したのだろうか。

当店ではボイラー用重油を貯蔵する1800立のタンクを屋内に設置していた（少量取扱場に該当する）が無届であった。がために所轄消防署も全く知らず事前指導もされておらず、また延焼拡大の要因となった重油ボイラー室に防火戸も設けられていなかった。

当日午後4時45分頃、N社のタンクローリーが来て給油を行ったが、タンクの弁が締っていなかったため、1000立の給油予定が2400立も給油してから油の漏出を発見した。この時すでに1400立の重油が漏れていた。

タンクローリーの運転手は危険物取扱主任者の資格をもっておらず、その上、運転手、ボイラーの重油係ともども立会い、点検を怠っていた。

ゴム工場（久留米市）で女工員11名焼死< 4月25日午前8時半頃、Nゴム社の1階ゴム張付作業場附近から出火、木造2階建工場2棟約3,000平方米を焼き、2時間後に鎮火したが、2階作業場で作業をしていた女子工員13名のうち11名が逃げ遅れ焼死した。

原因は1階で古タイヤにゴム揮発油をスプレーで吹きかけているとき爆発的な引火が起り、火は同作業場にあった古タイヤや揮発油に燃え移り、またたく間に火と黒煙につつまれて2階へ延焼した。

2階作業場もゴムリムバンドの製造で、溶剤、ゴムが相当散在していたため延焼が早く、その上女子作業員の大半は中年の主婦であったため、高さ5メートルの窓からも飛び出せず焼死んだ。

溶剤の量からみて少量取扱か又はそれ以下であったようだが、法規制をうけないからという無神経さが、このような大事故を起す原因となってしまった。

廃油50本焼く

無届貯蔵の廃油460本

4月20日午前4時30分頃、西淀川区中島町廃油処理場でドラム缶入り廃油50本が燃え、中にはドカンと空中に爆発するものもあったが、幸い附近が空地であったため延焼することもなく鎮火した。

同所には廃油460本が無許可で山積されていたが、その附近にあった燃料用材（オガ屑に廃油をませたもので、浴場等で燃料として使用する）約5m³が燃え、このふく射熱で50本のドラム缶廃油が加熱、ドラムが破裂引火したものである。

以前から相当量の廃油が貯蔵取扱われていたため、所轄署よりも屋外貯蔵所を設置する等の合法処理をするよう指導されていたが、その土地が公園予定地でゴタゴタし、無許可、無届で今日に至っていたようである。



〔写真説明〕破裂炎上した廃油ドラムの山、ドラム鏡板がふくれ、中には裂けているものがみられる。

反応釜でメタノール引火

4月11日午前1時頃、城東区白山町I研究所で、アルコール、水、ぶどう糖を加熱中引火した。

同作業は前日の午後3時頃よりはじめられ、50°C 加熱を6~7時間接続、反応させるものであるが、当時係員は現場をはなれていて炎を発見したもので、引火原因については調査中。

火炎発見後、宿直者と二人で粉末消火器を使用して消火した。

質 疑 応 答 欄

電 球 で 火 事 に な る か

〔質問〕製材工場で、オガ屑が山積みされ、照明用の白熱電球に触れて発火、これが原因で火災になった、という話を聞きましたが、白熱電球の温度というものはそんなに高く、これが点火源になり得るものなのでしょうか。

〔回答〕一般用照明白熱電球の表面温度は、松下電子の実験データによると、次のようにある。

(W数) (口金部温度) (球面最高温度)

30	53°C	65°C
40	70°C	74°C
60	75°C	91°C
100	92°C	98°C
200	78°C	128°C
300	82°C	188°C

使用球は二重コイル式で、周囲温度25°C、100V電圧、点灯1時間後の測定温度となっている。

のことから、おがくずが電球に触れた瞬間発火するということは考えられないが、電球がおがくずで埋もれた場合は、熱の逸散が妨げられ蓄熱し、上記温度以上になることは予想される。

一方長期低温加熱発火の理論により、発火点300°Cの木材でも、長期にわたり100°C位の温度に加熱されている場合は、発火することがある。

屋 外 タンク の 錆 鋼 弁

〔質問〕政令第11条第11号及び第12条第10号に、屋外タンク及び屋内タンクの弁は錆鋼でつくるよう規定されているが、マレブルやダクタイルバルブは該当しますか。

〔回答〕ご質問の件については、自治省消防庁より昭和37年11月30日自消丙予発第123号、昭和39年5月8日自消丙予発第38号、および昭和42年5月8日自消丙予発第32号で以って次の内の回答がされている。

日本工業規格G5702「黒心可鍛錆鉄品」の第3種または第4種に適合する材料でつくられたマレブルバルブおよび日本工業規格G5502に規定する球状黒鉛錆鉄一種(F C 40)に適合する材料でつくられたダクタイルバルブは政令第23条により錆鋼弁として認められている。

防油堤にコンクリートブロックは

〔質問〕最近屋外タンクの防油堤にコンクリートブロックを使用してはいけないようですが、壁方土盛り防油堤も認められているとのこと、ちょっとおかしい気がしないですか。

〔回答〕コンクリートブロック造は、新潟地震のとき耐震性があまりにも小さいことが立証され、昭和40年に現行のように防油堤は鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造もしくは土で造るよう改正されました。

土盛防油堤もただ単に土を盛るというだけでは意味がないので、消防庁では運用基準により土盛防油堤の構造基準を定めています。

二 階 建 の 危 险 物 倉 庫

〔質問〕最近二階建の危険物倉庫があるように聞いていますが、危険物屋内貯蔵所は平家建で上部放爆構造の基準からゆくとおかしいと思いますが。

〔回答〕昭和40年の政令改正で、乙種危険物及び第6種の危険物を貯蔵する場合に限り、倉庫を平家建としないことができるとなりました。二階建、三階建でもよいわけですが、上部放爆の原則は勿論です。

その後、平家建以外の危険物倉庫の構造基準について、國の方より次のような運用基準がでていますので参考にされたい。

貯蔵倉庫設置に関する運用基準

- 1 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。ただし、第6種の危険物のみを貯蔵する貯蔵倉庫にあっては、壁、柱、はり及び床を不燃材料で造ることができる。なお、この場合危険物によっておかされるおそれのある部分をアスファルトその他腐食し難い材料で被覆することはさしつかえないこと。
- 2 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、甲種防火戸を設けること。ただし、第6類の危険物のみを貯蔵する貯蔵倉庫にあっては、乙種防火戸とすることができる。
- 3 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、第6類の危険物のみを貯蔵する場合を除き、開口部を設けないこと。
- 4 波状の危険物の貯蔵倉庫の床(1階の階を除く。)には、適当な傾斜をつけ、かつ、1階の階の床に設けたために通じる配管等の排液設備を設けること。
- 5 上記4の配管等の排液設備は、耐熱性を有するものであること。
- 6 貯蔵倉庫に階段を設ける場合は、専用の階段室を設ける場合を除き、屋外に設けること。ただし、第6類の危険物のみを貯蔵倉庫にあってはこの限りでない。

危険物係長に造田氏

大阪市第二次幹部級異動

大阪市消防局では課署長級の異動に引き続き、4月22日司令級をふくむ大巾な人事異動を発令した。この異動により局予防課危険物係長(旧安全係長)に造田氏が、又安全係製造所担当士長米原氏が司令補に昇進、西署に転出した。

司令級以上は次のとおり。

〔昇任〕▷西副署長 司令長本田勝彦(局庶務係長)▷東淀川副署長 司令長仲野広治(西成副署長)▷局企画係長 司令今西俊之(総務課)▷局広報係長 事務吏員長谷川学(総務課)▷福島司令 松下保(東)▷水上司令 宮毛肇(港)

〔異動〕局庶務係長 司令中尾浩(生野副署長)▷局調達係長 司令山本大吉▷局指導係長 司令花畠種一▷局危険物係長 司令造田隆明(水上司令)▷局警備計画係長 司令森田耕市(警備第一係長)▷局警備第二係長 司令吉川幸一郎(警備)▷局指令第一係長 司令山元誠蔵(警備)▷司令第二係長 司令井上雅美(警備)▷警備司令 司令高橋毅(広報係長)▷生野副署長 司令高杉宇三郎(検察係長)▷旭副署長 司令佐野金六(東淀川副署長)▷阿倍野副署長 司令黒田義信(旭副署長)▷西成副署長 司令妙中直和(阿倍野副署長)

消防庁長官に松島氏

消防庁佐久間長官退官に伴い、後任に松島五郎氏が就任された。佐久間氏は来年の千葉市長選に出馬の様子。

松島氏は、16年東大法学部卒、内務省を経て32年自治省入り、41年同税務局長を経て今日に至る。

吹田市消防本部人事異動 万博消防署設置に伴う人事異動を発令したが、予防関係は次のとおり。

▷警備課長 司令野村信男(予防課長)▷予防課長 司令河原忠義(本部)▷予防係長 司令補道場栄一(南署)

主任者研修(大阪市)

一般希望者も参加できる

大阪市では昭和42年度よりはじめた危険物取扱主任者の研修会を、今年も大阪府民生部消防救助課、大阪市消防局、大阪市危険物品協会共催で開催する。

研修対象は、昭和38年度~40年度に免状を交付された現任危険物取扱主任者と、その他に取扱主任者免状取得者や安全業務等にたづさわっている者も参加できることになったので、希望者は各所轄署予防係まで申込まれたい。

研修科目は「危険物の保安知識」であるが、使用するキスト、スライド内容は全面的に改訂された新しいものが採用される。

研修日程は次のとおりで、時間は約3時間である。

なお、第2回目は秋季に開催の予定。

(研修日)	(会 場)	(選任対象物)
5月27日	市立(森ノ宮)労働会館	39年 貯蔵所関係
5月29日	//	40年 製造所 一般取扱所
6月2日	大阪府商工会館	38年 製造所 一般取扱所
6月4日	大阪府青少年会館	38年 給油取扱所 販売取扱所 移動タンク貯蔵所
6月9日	大阪厚生年金会館	39年 製造所 一般取扱所
6月11日	大阪府青少年会館	39年 給油取扱所 販売取扱所 移動タンク貯蔵所

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

